

2022年度Sセメスター 奨学金（大学推薦）登録のお知らせ

大学院総合文化研究科・教養学部奨学委員会

大学院総合文化研究科では、大学からの推薦を必要とする民間奨学財団奨学金（学習奨励費・東京大学外国人留学生支援基金奨学金も含まれる）について、登録制を採用しています。登録制とは、大学推薦の奨学金を希望する留学生に年2回（2月～4月初旬と7月～10月初旬）、登録申請書を提出してもらい、それによって奨学金の登録者一覧を作成するという制度です。その一覧をもとに、東京大学全体での選考に学生を推薦していくこととなります。登録制を実施することで、奨学金ごとに何度も応募しなければならなかった負担を大幅に軽減することができ、また大学院総合文化研究科内からの推薦をより公平に行うことができるようになったと考えています。

2022年度Sセメスターの登録申請の期間を下記のように決めましたので、大学推薦の奨学金を希望する方は、必ず期間内に申請してください。

配布時期 : 2月10日（木）より国際交流支援チームで配布 または
ウェブサイト「グローバル駒場」からダウンロード可能です。

提出締切 : **2022年4月8日（金）16時（窓口提出の場合）**

（遅れた場合、選考で不利になる可能性があります。帰省等のため期限内に間に合わない場合は申し出てください。）

提出先 : アドминистрация棟1階 教務課国際交流支援チーム
または以下のURLより**データ提出可能**です。

: <https://forms.office.com/r/2CGq3f4izP>

参考 * * * * * 奨学金登録制度のあらまし * * * * *

a) 応募から推薦まで…具体的には、次のような手順となります。

1 民間の奨学金を希望する学生は全員、毎年2月～4月初旬と7月～10月初旬に登録申請書を教務課国際交流支援チームに提出します。登録申請書は国際交流支援チームもしくはグローバル駒場よりダウンロードできます。

2 推薦基準に基づいて作成された登録者一覧を基にして、各民間奨学財団の募集条件などを考慮し、奨学委員会において、東京大学全体の選考会議へ推薦する留学生を決定します。

3 推薦が決定した学生には、国際交流支援チームから連絡し、応募用の書類が案内されます。学生は、応募書類をそろえて国際交流支援チームへ提出します。

b) 推薦の基準

登録者一覧を作成する場合、以下の項目について配点し、その合計点に基づき、各人の申請理由も考慮して順位づけをします。

1 在籍身分 : 博士課程、修士課程、外国人研究生(学士号取得者、修士号取得者)

2 経済的困窮度 : 家族構成、収入状況、住居形態について考慮します。

3 奨学金受給歴 : これまでの奨学金の受給歴(東京大学入学後)を考慮します。

4 成績評価 : 修得単位の成績について考慮します。

5 研究業績 : 学会誌等への論文発表状況について考慮します。

c) その他注意事項

1 この登録の手続きをしなかった場合は、大学から推薦される奨学金の対象者とは認められません。

2 大学院総合文化研究科から推薦された場合でも、東京大学全体の選考、財団の選考を経るので、必ずしも奨学金が得られるわけではありません。

3 現在受給している奨学金の期間満了が近い場合、期間満了前に次の奨学金のために登録をすることが可能です。

4 大学推薦奨学金と直接応募奨学金の併願は可能ですが、両方採用された場合は大学推薦奨学金を選ぶ必要があります。(事前に同意書を書いていただく場合があります。)

5 休学中の申請はできません。復学の予定があるときは、国際交流支援チームにご相談ください。